

V 資 料

(1) 令和2年7月5日執行

東京都知事選挙 選挙公報

東京都選挙管理委員会

今政治に足りないのは、あなたへの愛とカネ

都知事はやっぱり

山本太郎

山本太郎事務所 千107-0062 東京都港区赤坂3-2-6 光映ビル1F TEL.03-6384-1974
https://taro-yamamoto.tokyo

総額15兆円であなたのコロナ損失を徹底的に底上げ

■まずは全都民に10万円を給付 ■授業料1年間免除 (高校・大学・大学院・専門学校等)

■中小零細・個人事業主の事業収入を前年と比較、マイナス分を補填

都の職員3000人増員 ロスジェネ・コロナ失業者に職を

山本太郎事務所 千107-0062 東京都港区赤坂3-2-6 光映ビル1F TEL.03-6384-1974
https://taro-yamamoto.tokyo

低廉な家賃で利用できる住宅を確保「住まいは権利」

保育所・特養の増設。介護・保育職の処遇大幅改善

次のコロナ自粛に備える

■全都民に10万円コロナお見舞い金として給付

■事業者に、「まずはサッサと100万円」支給、簡単なWeb申請で ■水光熱費を1年間免除

れいわ 新選組



山本太郎

都民の命と健康を守る新型コロナウイルス感染症対策 第2波の備え

東京大改革2.0

1 都民の命を守り「稼ぐ」東京の実現

2 「人」が輝く東京

3 「都民ファースト」の視点での行財政改革・構造改革

4 年間の主な実績東京大改革は着実に成果をあげています。

東京の未来は、都民と決める。

都民の命と健康を守る新型コロナウイルス感染症対策 第2波の備え

1 都民の命を守り「稼ぐ」東京の実現

2 「人」が輝く東京

3 「都民ファースト」の視点での行財政改革・構造改革

4 年間の主な実績東京大改革は着実に成果をあげています。

小池 元知事

ホリエモン新党でコロナ自粛をぶっ壊す

立花 孝志

たかばな 孝志

東京都への緊急提言 37項目

教育・社会政策

経済

未来の備え

ホリエモン新党でコロナ自粛をぶっ壊す

立花 孝志

たかばな 孝志

東京都への緊急提言 37項目

教育・社会政策

経済

未来の備え

立花 孝志

20年後を見据えた「最強都市東京」の基盤づくりを進めます!

無所属 沢しおん

少子化対策と新・家族観

首都直下型地震への備え

コロナ時代の経済・催し

氷河期世代が立ち上がり

都政の凸凹を均し、未来を担う幼い子どもたちと若者が笑顔で過ごせる都市を作ります!

20年後を見据えた「最強都市東京」の基盤づくりを進めます!

無所属 沢しおん

少子化対策と新・家族観

首都直下型地震への備え

コロナ時代の経済・催し

氷河期世代が立ち上がり

都政の凸凹を均し、未来を担う幼い子どもたちと若者が笑顔で過ごせる都市を作ります!

沢しおん プロフィール

(この選挙公報は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第3項の規定により、立候補者22名のうち掲載順がなかった21名から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

東京都選挙管理委員会



服部
はっとり
おさむ
修

#私は守りたい!
 今回私は、音楽家として立候補する事に致しました。
 過度な自棄により、音楽、映像、舞台、イベントなどの業界は壊滅的です。私の個人的な公約は、たった一つです。みなさんの大切なものを守りたい。

#私は守りたい!
 タグをつけて、毎日、毎日呟いて下さい。同じタグをみかけたらリツイートして下さい。守りたいものを、みなさんに

東京都への
緊急提言
37

- ①本場の「浜せゼロ」
- ②「E-C」ゲートをなくす
- ③パブリックモビリティ推進都市に
- ④消費財も高くなる
- ⑤切符も改札機もなくす
- ⑥現金使用も禁止
- ⑦東京・大阪と都営地下鉄を
合併・一体化する
- ⑧「E-C」解禁
- ⑨東京の空が空いている
珠江川流域
- ⑩江門のインフラを整える
- ⑪足立区と「日本のブルックリン」
に生活が実れる
- ⑫東京・都市環境改革案
非首都圏の都市のブランド化
非首都圏のブランド化

①オンライン授業推進
 ②紙の教科書廃止
 ③学校解体で子どもを解放する
 ④「正義」を教えない教育
 ⑤大規模解雇
 ⑥低用量ビルで女性の働き方改革
 ⑦健康寿命世界一をガンガン延ばす
 ⑧「ジジ活」「ババ活」で出会い広げ
 ⑨東京のダイバーシティ

●OSトップ・イン・フオデミック
●経済活動を再開せよ

都政

●今こそネット選挙を導入せよ
●QRコードで投票できる
●記者会見なんてオンラインで
●開けばいい
●総職員員の9割テレワーク化
●英語の公用語化
●東京都のオール民営化

③「妖精さん」のリストラ計画
お遊び場を増やす
お隣りなく生活コストを下げる
等人生100年時代のコミュニティ
77都民限定の無料オンラインサロン



込山 洋

人々が心豊かに、笑顔溢れる、
そんな東京都を目指します！

[illegible]

都民の幸せを第一に既得権益を断ち切る改革

こみやまひろしの“美しい心”

スマイル党推薦

1. 心を磨き通す精神力量
2. 常に自らを高める心身の鍛錬
3. 常に周囲の人々を喜ばせる心
4. 謙虚、礼儀、誠意を重んずる
5. 自信、自愛、自愛の心
6. 謙虚、礼儀、誠意を重んずる
7. 常に自らを高める心身の鍛錬
8. 常に周囲の人々を喜ばせる心
9. 謙虚、礼儀、誠意を重んずる
10. すべてを以て人生を生きる心

プロフィール
1973年 神奈川県川崎市生まれ
金融会社勤務。その後コンサルティング会社を設立。2014年4月、2015年4月及び2016年4月、連続3回でスマイル党で1年連続候補の指名、再・再指名候補となる。
2016年1月、スマイルの党代表として東京の若き世代と若手経営者・法人・スマイル生一環の公認・シンクタンクとして「若者の」日常生活に幅広く関わる。
2019年5月より福岡県、北九州市にて品店、第一産業活動を開始。
2019年9月、東京・浅草の中心として、介護福祉の若手候補者を経営中。



スーパークレイジー君
にしもと
西本誠

現職か、
俺か。

1 風営法の緩和

2 ヘット殺処分ゼロ

③ 待機児童ゼロ

SNSで政治公約を発信していきます！



関口
安弘

熱血公約都政7ヶ条

[illegible]

3. 漂流・引越入籍の認定は、オリビックのシステム下を通過しに入籍を決定した入籍者の投票の投票の投票。
4. 投票・引越入籍には、冷静客観的な見地が求められる。2018年1月の「アムステルダム」では、1000人、2月、3月を合わせた3000人（投票の90%）がなくなり、投票者に対する投票率は、100%の人がくるべきである。

[illegible][illegible]

の人数、買財は、その買財を従う組織の人数に等しい。
中央市場への買財予算を削減してゆくと、

(この冊子公開は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第3項の規定により、立候補者22名のうち選任申請があった21名から提出された原簿をそのまま製版の上掲載したものです。)

東京都選挙管理委員会

— 35 —

(5) 令和2年7月5日執行

東京都知事選挙 選挙公報

東京都選挙管理委員会

1773/ 七海ひろこの東京再起動プラン!

7つの約束

減税!

- ★休業、自営業は全面解除!
- ★中国に頼らない経済へ!
- ★固定資産税、法人住民税の減税
- ★中小企業を守る即時償却の活用
- ★消費税率の減税、軽減税率の範囲を更に拡大
- ★消費税の減税
- ★中国にコロナウイルスの感染拡大を抑制

7つの挑戦

規制緩和!

- ★都政のスリム化・民営化
- ★建築規制の緩和で、テレワークのできる広々快適な住宅の実現
- ★交通網24時間化、横浜基地利用活用
- ★子育て・介護支援の拡大
- ★防災・防犯都市づくり、カジノ誘致は反対
- ★地方法人特別税の都外流出をSTOP!
- ★台北との友好関係都市関係

3つの未来

自由からの繁栄!

- ★世界ナンバーワン都市 "TOKYO"
- ★自動車・自転車・歩行者などの移動で未来都市へ
- ★東京を自由と繁栄の国際金融都市に
- ★教育こそ本物の未来事業

7海ひろこのプロフィール

国・参議院議員 広瀬本部長 兼 財務
局長 兼 東京都本部代表
1984年6月 東京都中央区生まれ
慶應女子高、慶應大学法学部卒
(主幹)NTTデータ
(専攻)ジョギング、読書、映画鑑賞
(得意な人) 坂本龍馬、光明皇后、
松下幸次郎
(好きな言葉) The sky is the limit.
(座右の銘) 清濁併せ呑む、金は天下の
回りもの
(目標)「心」の力で豊かになる、不況
を吹き飛ばす7つの繁栄ビジョン
[七海ひろこの日本丸ことば宣言書]
YouTube [七海ひろこのチャンネル]
七海ひろこの公式ウェブサイト



七海

ななみ

幸福実現党

35歳 七海ひろこ

東京を繁栄させたい。4年間、どうか都政をお任せください。七海ひろこ

新型コロナウイルスの治療薬と予防薬を発明しました。

尿素薬という薬性を投与すると新型コロナウイルスのRNAが壊れて、ウイルスの機能が停止するため、治療できます。
発病前に尿素薬を投与すれば、ワクチンと同じ働きにもなりますから、安心して通常の生活ができて、経済活動も元に戻ります。
東京のみならず、世界中が平和になります。この薬は、ウイルスのみならず、全ての感染症に効果があります。

私の他の政策については、東京オリンピックの開催、都政の見える化、特権児童問題、特権介護老人問題、本宅住宅密集問題、貧困格差問題、少子化問題、教育格差問題を、SNSで発信しています。選挙運動中もSNSで発信します。どうぞご覧ください。
HomePage <https://hi0815.com> (HomePageに、Twitter、Facebook、YouTubeへ移動するロゴが表示されています。)
Twitter <https://twitter.com/hi0815>
Facebook <https://www.facebook.com/hi0815.hi0815>
YouTube https://www.youtube.com/channel/UCVn0sMwk8a_mPxa86TryA



石井

いし

均

未来の薬局を目指します!

【プロフィール】

職業: 薬剤師
2016年 池袋セントメディー(ケイシー) 起業
2017年 MPH(メディカル) 起業
2018年 SDC(サード) 起業
2019年 株式会社薬品販売 起業
2020年 株式会社薬品販売 起業

所属: 東京市会
所属: 東京市会
所属: 東京市会
所属: 東京市会
所属: 東京市会

長澤

ながさわ

やすひろ

育 弘

薬局を変える!!

東京から医療改革を!

第一リフィル処方箋の普及

医療機関の負担軽減を目指します。

大へ

東京から新しい医療の拡

増やせる医療品を今以上に

増やせる医療品を今以上に

アクセルを加速化します。

アクセルを加速化します。

医療ベンチャーには、行政のバ

医療ベンチャーには、行政のバ

グアップが不可欠です。

グアップが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症

検査を簡易化

検査を簡易化

薬局やドラッグストアで

薬局やドラッグストアで

アプタビルの緊急性が高い医

アプタビルの緊急性が高い医

薬品のOTC化を促進します。

薬品のOTC化を促進します。

ソーシャル起業家である長

ソーシャル起業家である長

澤が、都内の生活を一変さ

澤が、都内の生活を一変さ

せます。

せます。

(この選挙公報は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第3項の規定により、立候補者22名のうち開戦申請があった21名から提出された原稿をそのまま複製の上掲載したものです。)

東京都選挙管理委員会が実施する新型コロナウイルス感染症対策

- 投票所・期日前投票所にはアルコール消毒液を設置
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的に換気を実施
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は定期的に消毒

- 36 -

東京都知事選挙 選挙公報

東京都選挙管理委員会

ホリエモン新党でコロナ自粛をぶっ壊す



さいとう 健一郎
けんいちろう けん

東京都への緊急提言 37項目

1. 本都の「経済」を救済する
2. ETCゲートを増やす
3. パンク・ロック・フェスなど大規模イベントを中止する
4. 議員定数は削減する
5. 切符も改札機も撤去する
6. 現金使用禁止令を出す
7. 東京メトロ地下鉄を合併・民営化する
8. Ubeを解禁する
9. 東京の空を空ける
10. 江戸川を再開発する
11. VRライブのインフラを整える
12. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
13. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
14. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
15. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
16. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
17. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
18. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
19. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
20. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
21. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
22. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
23. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
24. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
25. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
26. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
27. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
28. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
29. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
30. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
31. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
32. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
33. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
34. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
35. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
36. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する
37. 日本列島の「日本列島」に日本列島を再開発する

★ホリエモンこと堀江貴文秘書でマネジメントチームのバイナリ子なしの30歳です。約3年連続選手とアクティビティを担当しています。

★ホリエモン新党は堀江貴文から何の指示も受けてませんし、一切関係ありません。

★勝手に堀江貴文の掲げる旗をホリエモン新党は公約として掲げて一つずつ実行していきます。

コロナ武漢肺炎から都民の命を守る!

生命・生活・財産を守る 日本第一主義 STRONG JAPAN

都民税 0 **固定資産税 0** **都知事給料 0** **即時撤廃** **外国人生活保護の即時撤廃** **違法賭博を取り締まる** **ギャンブル規制**

① 大減税による都民救済
② 必要な人に届ける
③ 違法賭博を取り締まる

東京の為に3つの公約



日本第一公認 さくらい まこと
桜井 誠

東京を切り開く。
日本維新の会 推薦

1. 「科学」と「経済」重視でコロナ危機突破!
特定業種に規制対象を絞り、科学的エビデンスに基づき経済活動を段階的に再開
2. 民間化とIR誘致等、活力を生む都市成長戦略
東京メトロと地下鉄は一元化して利便性向上。プロセスを透明化した上で、IRを積極的に誘致
3. 財政危機を乗り越えるための財政改革
知事報酬・副知事報酬・議員報酬を5割削減する「身を切る改革」の実行。都庁の財政・権限は基礎自治体へ移譲
4. 同性パートナーシップ条例導入など多様性を促進
小池知事ができなかった都条例を制定。[学校外教育(ワーカー)]の導入、国立大学はさらなる無償化を推進
5. 地方との連携で、真の「東京・地方創生」を実現
東京が持つヒト・情報・資金をセットにして地方との協力を促し、多様な社会を実現

たった一人の決断が、都政を変える!

副知事 小野 たいすけ 46歳

1974年、千葉県生まれ。海城高校卒業後、東京大学に入学。同大法学部卒業後、外資系コンサルティング会社、変換取締役秘書などを経て2008年から大学時代の同級生、議員秘書・秘書長秘書の下で秘書を務める。2012年から秘書長秘書、2020年6月、副知事に選出。東京都知事選に立候補。



小野 たいすけ
46歳

(この選挙公報は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第3項の規定により、立候補者22名のうち掲載申請があった21名から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

投票日 7月5日(日) 午前7時から午後8時まで

(ただし、檜原村、奥多摩町及び新島村では、午前7時から午後6時まで)

・期日前投票 6月19日(金)～7月4日(土)

(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。お住まいの区市町村選挙管理委員会のお知らせ等で確認下さい。)

コロナウイルス感染予防のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

東京都知事選挙候補者氏名等揭示

新宿区選挙管理委員会

党派名	氏名	党派名	氏名
新ホリエモン党	服部 修	国民権党	平塚 正幸
スーパークレイジー君	西本 誠	幸福実現党	七海 ひろこ
無所属	小池 ゆりこ	日本第一党	桜井 誠
動物の会と庶民	市川 ヒロシ	無所属	小野 たいすけ
無所属	牛尾 和恵	(略称)トランスヒューマニスト党	ごとうてるき
れいわ新選組	山本 太郎	新ホリエモン党	立花 孝志
無所属	押越 清悦	無所属	なにとつひさお
無所属	宇都宮 けんじ	無所属	長澤 育弘
無所属	石井 均	無所属	沢 しおん
無所属	関口 安弘	無所属	竹本 秀之
無所属	込山 洋	新ホリエモン党	さいとう 健一郎

投票所整理券（現住者用）



世帯全員分の投票所整理券が入っています。
必ず開封してご自分のものをご確認ください。

選挙

投票所整理券在中

料 金
後納郵便

郵便区内特別 部外転送不要

東京都知事選挙

令和2年7月5日(日)

午前7時から午後8時まで

■投票日当日（7月5日）の投票所はこちらです。

■投票所の地図は中の投票所整理券に記載されています。

封筒（表面）

重要

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票当日の混雑を緩和するため期日前投票の積極的なご利用をお願いします。投票所における新型コロナウイルス感染症の防止対策につきましては「選挙のご案内」をご覧ください。

期日前投票期間		投票当日
期 間	6月19日(金) 7月4日(土)	6月28日(日) 7月4日(土) 7月5日(日)
投 票 できる 所	新都区役所 第一庁舎 ののみ	投票所管理委員 に記載された 投票所ののみ
投票時間	午前8時30分～ 午後8時	午前7時～ 午後8時

新都区選挙管理委員会

〒160-8484 新都区役所内1丁目5号1
新都区役所内1丁目5号1

電話 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230



新型コロナウイルス感染症対策について

- ・投票所内の定数を超えて、可能な限りマスクの着用を徹底いたします。
- ・投票時間外は、シャワーペンによる投票はいたしません。
- ・投票所でのため息や苦悶も積極的に受けとれます。
- ・投票所に入るときは、投票所管理委員会から案内をさせていただきます。

東京都選挙事業 特設ホームページ

<http://www.syuho.jp/shiba/shiba/2020/kenkyu.html>

このホームページから投票所をさがすことができます。



新都区選挙管理委員会 公式ツイッター

https://twitter.com/shibakouji_jenkan

最新の選挙ニュースやTwitterからのお知らせ、投票のQ&Aなどをお届けします。

新都区選挙管理委員会

〒160-8484 新都区役所内1丁目5号1
新都区役所内1丁目5号1

電話 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230



新型コロナウイルス感染症対策について

- ・投票所内の定数を超えて、可能な限りマスクの着用を徹底いたします。
- ・投票時間外は、シャワーペンによる投票はいたしません。
- ・投票所でのため息や苦悶も積極的に受けとれます。
- ・投票所に入るときは、投票所管理委員会から案内をさせていただきます。

封筒（裏面）

投票所整理券

東京都知事選挙

投票日時 令和2年7月5日(日)午前7時～午後8時

■今回、あなたが投票する投票所はこちらです。



投票所 **落合第四小学校**
所在地 下落合2-9-34

※この用紙は、投票所へ持参して投票する際に必要です。

投票区	簿冊	頁	番号	期	都

再生紙を使用しています。

個人票（表面）

期日前投票のご案内

投票当日直前、仕事・旅行などで投票に行けない方は、新居区役所当日投票が出来ます。右欄に必要事項をご記入の上、期日前投票所にお持ちください。

●**期前投票時間**
 ①期前投票所第一分庁舎 1期
 8月19日(金) ②7月4日(土)
 ③特別区役所 10期
 8月20日(日) ④7月4日(土)

●**期日前投票時間**
 いずれの場所も、午前8時30分～午後1時

④投票当日(7月5日)は、投票所整理券表面に記載されている投票所でお投票してください。
 ⑤この投票所整理券は、本人のみに使用できません。表面の氏名を確認し、必ずご本人のみに持ってください。
 ⑥この投票所整理券が未元に届いても、投票するに選挙権はなくなりません。
 ⑦特別区の区民が、期日前投票をご希望の方は、選挙管理委員会へお問い合わせください。
 ⑧新型コロナウイルス感染症対策については、同封の「選挙の3密」をご覧ください。

新居区選挙管理委員会 TEL 03-5273-3740 (直通)

投票当日(7月5日)：表面に印刷された投票所でも投票の方は、この欄への記入は必要ありません。

期日前投票宣言書(兼請求書)

私は、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の期日、下記の事由に該当する見込みです。このことが真実であることを行い、投票権を請求します。

令和2年 月 日

氏名(かな)	住所	生年月日	期 日
氏 名	新居区	氏 名	期 日
住所		選挙区	東京都知事選挙の区に○を付けてください
仕事等 (事件1)	1. 仕事 2. 家事 3. 地域行事等の公益のため	仕事等 (事件2)	4. 本人又は家族の結婚等その他
理由一部等 (事件3)	5. 他の区民以外に外出、旅行・滞在のため	理由一部等 (事件4)	6. 入院・欠勤・欠校・欠勤・欠校
住所特記 (事件5)	7. 病気・負傷・多量経理・出張その他	住所特記 (事件6)	8. 他の区民以外に居住中
天災・重大事故 (事件7)	9. 天災・重大事故等により投票所に到達することが困難	天災・重大事故 (事件8)	10. 天災・重大事故等により投票所に到達することが困難

個人票 (裏面)

投票所整理券（転出者用）



新宿区から転出された方へ
選挙金庫分の投票所整理券が入っています。必ず開封してご自分のものをご確認ください。

選挙
投票所整理券在中

東京都知事選挙
令和2年7月5日(日)
 午前7時から午後8時まで

投票所番号

■投票日当日（7月5日）の投票所はこちらです。

■投票所の地図は中の投票所整理券に記載されています。

封筒（表面）

重要

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票日当日の混雑を緩和するため期日前投票の積極的なご利用をお願いします。投票所における新型コロナウイルス感染症の防止対策につきましては同封の「選挙のご案内」をご覧ください。

	期日前投票期間		投票日当日
期 間	6月19日(金) 7月4日(土)	6月26日(日) 7月4日(土)	7月5日(日)
投票所	新宿区役所 第一分庁舎のみ	新宿区役所 第一分庁舎及び 各特別出張所	投票所整理券に 記載された 投票所のみ
投票時間	午前8時30分～午後8時		午前7時～午後8時

新宿区選挙管理委員会

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目5番1号
新宿区役所第一分庁舎3階

電話 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230



新型コロナウイルス感染症対策について

- 投票所内の換気システム、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- 投票所には消毒液、シャープペンシルを必ず持参してください。
- 期日前投票の必要書類は、投票所整理券に記載されています。
- 期日前投票を利用する方は、投票所整理券の裏面に必要事項を記入してからお持ちください。

○東京都知事選挙 特設ホームページ
http://www.city.tokyo.lg.jp/election/2020/07/tokyo.html
※QRコードも読み取ってください

○新宿区選挙管理委員会 公式ツイッター
https://twitter.com/tokyoeka_sankai
※QRコードも読み取ってください

※再生紙を使用しています

封筒（裏面）

投票所整理券

東京都知事選挙

投票日時 令和2年7月5日(日) 午前7時～午後8時

■今回、あなたが投票する投票所はこちらです。



投票所 落合第四小学校

所在地 下落合2-9-34

投票区	簿冊	頁	番号	照	都

再生紙を使用しています。

個人票（表面）

投票日当日（7月5日）、表面に印刷された投票所で投票する方は、この欄への記入は必要ありません。

不在者投票宣誓書（要請求書）

私は、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の当日、下記の住所に居住しています。
このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和2年 月 日

（ふりがな）氏 名	
新宿区での住所	新宿区
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
投票用紙の送付先（現住所）	〒
電話番号	()

新宿区選挙管理委員会
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階
電話 03-5273-3740（直通）

新宿区から転出された方へのご案内

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、次のいずれかの方法で投票できます。ただし、新住所（お住まいの区市町村）の選挙人名簿に登録された方は、新宿区では投票できません。新住所で投票してください。

- 投票日当日（7月5日）に投票**
投票日当日、表面に印刷されている投票所で投票できます。
ご本人がこの「投票所整理券」をご持参ください。
- 新宿区で期日前投票**
新宿区内の日々ある期日前投票所や期日前投票所ができます。
左欄に必要事項をご記入のうえ、ご持参ください。
期日前投票の期間、時間、場所は同封の「選挙のご案内」をご覧ください。
- 新住所（お住まいの区市町村）の選挙管理委員会へ不在者投票**
① 左欄に必要事項をご記入のうえ、切手を貼った封筒に入れて新宿区選挙管理委員会までご郵送ください。
② 現住所に送られてきた不在者投票用紙一式を持って新住所の区在町村の選挙管理委員会へ行き、投票日当日までに不在者投票をしてください。

※投票用紙の請求は、電話、FAX、電子メールではできません。
※必ず同封の「選挙のご案内」をご覧ください。

個人票（裏面）

東京都知事選挙のご案内

投票日 令和2年7月5日(日)

投票時間 午前7時から午後8時

新型コロナウイルス感染症について

新宿区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いいたします。詳細はこの案内の裏面をご確認ください。

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとまてお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ちください。

紛失等によりお手元に投票所整理券がない場合でも新宿区の選挙人名簿に登録されている方は投票できます。投票所の係員にお伝えください。

投票所について

投票日当日(7月5日(日))に投票する方は、投票所整理券表面に印刷されている投票所で投票してください。それ以外の場所では投票できません。また、投票所への車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

期日前投票のご案内

期日前投票をするときは、投票所整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。投票所整理券をお持ちでない場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

※期日前投票の期間は、第一分庁舎は6月19日(金)～7月4日(土)、各特別出張所は6月28日(日)～7月4日(土)と異なりますので、この案内の裏面を必ずご確認ください。

転居届(区内での住所異動届)を出されている方の投票所について

6月5日(金)までに転居届を出した方は、新しい住所の投票所で投票してください。6月6日(土)以降に転居届を出した方は、前の住所の投票所で投票してください。

選挙公報について

7月3日(金)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区立施設に置きます。

※その他、東京都選挙管理委員会のホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp>)でもご覧になれます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

不在者投票のご案内

次のような事情で、投票日当日の投票や期日前投票ができない場合は不在者投票ができます。

不在者投票ができる期間は6月19日(金)から7月4日(土)(※)です。

(1)新宿区以外の区市町村での不在者投票

国内の出張や旅行、他区市町村への転出により新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、滞在先や新住所地の区市町村の選挙管理委員会が不在者投票ができます。投票用紙等の請求や送付には郵便を使います。お早めにお手続ください。

※滞在先の区市町村で選挙がない場合、その区市町村の選挙管理委員会の執務時間中(月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時)でないと受け付けができません。必ず、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

(2)指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。ご希望の方はお早めに病院(施設)にお申し出ください。新宿区内の指定病院・施設は下表(31か所)のとおりです。

指定病院	指定施設
慶応義塾大学病院	秋外科病院
大久保病院	介護老人保健施設 マイウェイ西谷
東京新宿メディカルセンター	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
東京女子医科大学病院	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
国立国際医療研究センター	特別介護老人ホーム あかね苑
泰山記念病院	特別介護老人ホーム 原町ホーム
東青山手メディカルセンター	特別介護老人ホーム 新宿けやき園
目白病院	看護老人ホーム 聖母ホーム
聖母病院	特別介護老人ホーム 聖母ホーム
東京医科大学病院	北新宿特別介護老人ホーム かしわ苑
	指定障害者支援施設 新沼けやき園

(3)郵便等による不在者投票

下表に該当し、かつご自分で投票用紙等に記載ができる方は事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月1日(水)までに不在者投票用紙等の請求をすることによって、「郵便等による不在者投票」ができます。請求期限(7月1日(水))を過ぎたからは東京都知事選挙の投票用紙の請求はできません。お早目にお手続きしてください。

詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

身体障害者手帳	1級・2級 1級・3級 1級・3級
心臓・腎臓・呼吸器・脚・直腸・小腸の障害 免疫・肝臓の障害	特別項症～第2項症 特別項症～第3項症
戦傷病者手帳	戦傷病者手帳
心臓・腎臓・呼吸器・脚・直腸・小腸・肝臓の障害	戦傷病者手帳
介護保険被保険者証	介護保険被保険者証

【お問合せ】 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

東京都知事選挙のご案内

投票日 令和2年7月5日(日)
投票時間 午前7時から午後8時

この投票所整理券は、新宿区から転出した方にお送りしています

・新住所地（お住まいの区市町村）の選挙管理委員会から投票所整理券が届いた方は、新住所地（お住まいの区市町村）で投票してください（新宿区での投票はできません）。

新型コロナウイルス感染症について

新宿区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いいたします。詳細はこの案内の裏面をご確認ください。

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとまてお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお使いください。紛失等により、お手元に投票所整理券がない場合でも投票できますので、投票所の係員にお伝えください。

投票に必要なもの

投票日当日の投票所または期日前投票所で投票される場合は、今回お送りした投票所整理券をご持参いただくほか、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。「選挙用住民票」または「引き続き都内に住所があること」が確認できる書類（書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等）をご持参いただくことと確認に伴う時間が省略でき、スムーズに投票できます。これらの書類がなくても投票できますが、現住所確認のためにお待ちさせていただきます。

なお「選挙用住民票」は、新住所地の住民票取扱窓口で、無料で発行しています。

選挙公報について

東京都選挙管理委員会のホームページ（<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp>）で選挙公報がご覧になれます。（新宿区のホームページからもリンクします。）

【お問合せ】 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

新宿区から東京都内に転出された方の投票方法

転出先が東京都内の方は、次の3つの方法のうち、いずれかにより投票することができます。

- 1 投票日当日（7月5日（日））に投票所で投票できます。
お送りした投票所整理券に記載されている投票所で投票できます。ご本人が投票所整理券をお持ちください。
- 2 新宿区内で期日前投票ができます。
あらかじめ「投票所整理券」裏面の不在者投票宣誓書（兼請求書）に必要事項をご記入のうえ、ご持参ください。
※期日前投票の期間は、第一分庁舎は6月19日（金）～7月4日（土）、各特別出張所は6月28日（日）～7月4日（土）と異なりますので、この案内の裏面を必ずご確認ください。

3 転出先の区市町村の選挙管理委員会ですべての投票をする場合

次の手続きにより、現在お住まいの区市町村の選挙管理委員会ですべての投票をすることができ、不在者投票ができるのは、6月19日（金）から、7月4日（土）までです。

投票用紙等の請求・送付には郵便を使いますので、お早めにお手続きください。

- (1) ご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。投票所整理券裏面の「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項をご記入のうえ、切手を貼った封筒に入れて新宿区選挙管理委員会あてにご郵送ください。
※電子メールや電話、ファックスでの請求はできません。

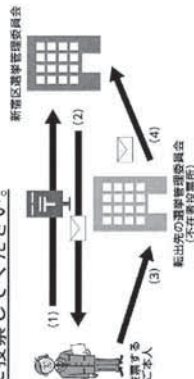
- (2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着次第、「不在者投票宣誓書（兼請求書）」にご記入いただいた場所へ、投票用紙等を郵便（レターパックプラス）でお送りします。

- (3) 不在者投票用紙一式を持って、お住まいの区市町村の選挙管理委員会ですべての投票をしてください。

※選挙管理委員会が指定した場所以外で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票ができる場所や時間は、あらかじめお住まいの選挙管理委員会にご確認ください。

- (4) 投票用紙は、転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日（7月5日（日））を過ぎると無効になります。お早めに投票してください。



期日前投票所のご案内

期日前投票の期間・時間

●区役所第一分庁舎 ●各特別出張所(10か所)

6/19(金)～7/4(土) 6/28(日)～7/4(土)

時間はいずれも午前8時30分～午後8時

下記の場所で開催されます。
ただし、投票日当日(7月5日(日))は投票所整理券表面に印刷された投票所で投票してください。
それ以外の場所では投票できません。



◆投票所における新型コロナウイルス感染症対策について◆

新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します。

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスク及び手袋を着用し、定期的に手洗い及び手指の消毒を行います。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆をお渡しします(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただいても構いません。)
- 投票記載台や貸出し物品(老眼鏡・ルーペ・点字器など)は、定期的に消毒します。
- 投票用紙への記載場所は、一定の間隔を空けて、他の有権者との距離を確保します。
- 投票所内は、可能な限りの換気を定期的に実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する情報を提供します。
- ※区選挙管理委員会特設ホームページには「前回(平成28年)の東京都知事選挙及び昨年の参議院議員選挙時における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載するとともに、「今回の都知事選における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。

感染防止策として、ご来場の有権者の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします。

- ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。※1
- ご自身で鉛筆・シャープペンシルをご持参いただいても構いません。※2
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 期日前投票を、ぜひ積極的にご利用ください。
- ※1 アレルギー等、アルコール消毒が困難な方は、係員までお申し出ください。
- ※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂でできており、乾きにくい性質があります。ボールペン・水性ペン等は、インクで他の投票用紙が汚れたり、文字がにじんだり、投票用紙同士の接着の恐れがあるためです。但し、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。)

お問合せ 新宿区選挙管理委員会事務局 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

東京都知事選挙のお知らせ

～住所の変更をした方へ～

投票日
7/5(日)

東京都知事選挙は、令和2年7月5日(日)が投票日です。

住所の変更があった方は、転入の届出日・転出した日の条件により投票できる場所などが異なりますので、下記によりご確認ください。

■ 新宿区に転入された方へ ■

【新宿区で投票できる方】

次の要件のいずれも満たす方は、「新宿区」で投票できます。

- ① 平成14年7月6日までに生まれた日本国民であること
- ② 令和2年3月17日までに、新宿区へ転入の届出をしていること
- ③ 令和2年6月17日まで、引き続き新宿区に住民登録があること

【前住所地で投票できる方】

次の要件のいずれも満たす方は、「前住所地の区市町村」で投票できます。

- ① 前住所地が都内であること
- ② 平成14年7月6日までに生まれた日本国民であること
- ③ 令和2年3月18日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること
- ④ 前住所地の選挙人名簿に登録があること

※前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。

※前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

※「転出した日」は、届出をした日ではなく「実際に引越した日」です。

※前住所地で投票する場合は「引き続き都内に住所があること」の確認が必要です。

その際、「選挙用住民票」(注1)があると確認に伴う時間が省略でき、スムーズに投票できます。選挙用住民票がなくても投票できますが、現住所確認のためお待ちすることがあります。

(注1)「選挙用住民票」は新宿区では戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)で無料にて発行します。

※前住所地に投票用紙を請求し新宿区で不在者投票をすることもできます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

【都外から転入した方は】

令和2年3月18日以降に、都外から新宿区に転入の届出をした方は、東京都知事選挙の投票はできません。

■ 新宿区内で転居された方へ ■

- (1) 「6月5日(金)までに区内で転居の届出」をされた方は、新住所の投票所で投票してください。
 - (2) 「6月6日(土)以降に区内で転居の届出」をされた方は、前住所の投票所で投票してください。
- ※ 新たに選挙人名簿に登録される予定の方は、お手元に届く投票所整理券で投票所を必ずご確認ください。

【新宿区外に転出された方は、裏面をご覧ください】

■ 新宿区から「都内」に転出された方へ ■

新宿区から「都内」に転出された方の投票については、以下のとおりです。

【令和2年3月18日以降に転出し、新住所地への転入届をした方】

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます（新住所地では投票できません）。

- ※ 新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和2年6月6日以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しください。
- ※ 新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

【令和2年3月5日～令和2年3月17日の間に転出の方】

- (1) 新住所地で選挙人名簿に登録された方（令和2年3月17日までに新住所地への転入届をした方）は、新住所地で投票できます（新宿区では投票できません）。
- (2) 新住所地で選挙人名簿に登録されない方（令和2年3月18日以降に新住所地への転入届をした方）で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

【令和2年3月4日以前に転出の方】

- (1) 新住所地で選挙人名簿に登録された方（令和2年3月17日までに新住所地への転入届をした方）は、新住所地で投票できます（新宿区では投票できません）。
- (2) 新住所地で選挙人名簿に登録されない方（令和2年3月18日以降に新住所地への転入届をした方）で、新宿区に選挙人名簿登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 「転出した日」は届出をした日ではなく、「実際に引越した日」です。

※ 新宿区を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。

※ 新宿区で投票する場合、「引き続き都内に住所があること」の確認が必要です。

その際、「選挙用住民票」（無料）があると確認に伴う時間が省略でき、スムーズに投票できます。

選挙用住民票がなくても投票できますが、現住所確認のためお待たせすることがあります。

選挙用住民票は、新住所地の住民票取扱い窓口で交付を受けてください。

■ 新宿区から「都外」に転出された方へ ■

令和2年6月18日までに「都外」へ転出した方は、東京都知事選挙の投票はできません。ただし、令和2年6月19日以降に都外へ転出する場合は、転出する日までの間、期日前投票をすることができます。

※期日前投票ができる期間は、令和2年6月19日（金）から令和2年7月4日（土）です。

■ ご注意 ■

- 投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿登録要件を満たさなくなった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、また新住所地で選挙人名簿に登録された場合は投票することができません。
- 新宿区の選挙人名簿の登録の有無など、ご不明な点については下記までお問合せください。
- 前住所地及び新住所地での選挙人名簿登録の有無などについては、それぞれの選挙管理委員会までお問い合わせください。

新宿区選挙管理委員会事務局 〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1

TEL 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230

- ◆ 1面
● 投票できる方
- ◆ 2面
● 期日前投票のご案内
- ◆ 3面
● 投票所での新型コロナウイルス感染症対策
- ◆ 4面
● 不在者投票のご案内

みんなで決めよう! 東京の未来を。

投票日
7月5日(日)

東京都知事選挙

【告示日6月18日】 投票時間は午前7時～午後8時です

区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いします。(詳しくは、3面をご覧ください。)

投票できる方

○新宿区で投票できる方

次の要件をいずれも満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、「新宿区」で投票できます。

- (1) 平成14年7月6日までに生まれた日本国民であること。
- (2) 令和2年3月17日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (3) 令和2年6月17日まで、引き続き新宿区に住居登録があること。

○前住所地で投票できる方

次の要件をいずれも満たす方は、「(都内の)前住所地の区市町村」で投票できます。(注1)

- (1) 前住所地が都内であること。
- (2) 平成14年7月6日までに生まれた日本国民であること。
- (3) 令和2年3月18日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (4) 前住所地の選挙人名簿に登録があること。

※前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。
※前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
※前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票をすることもできます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

(注1)

前住所地で投票する場合は、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新宿区で発行する「選挙用住民票(無料)」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。

選挙用住民票等がなくても投票できますが、現住所確認のためにお待たせすることがあります。選挙用住民票は、新宿区では戸籍住民票記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)にて無料で発行します。

○都外から転入した方

令和2年3月18日以降に、都外から新宿区に転入の届出をした方は、今回の東京都知事選挙の投票はできません。

○新宿区から都内に転出した方・する方

- (1) 令和2年3月18日以降に転出し、新住所地へ転入届をした方
新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません。)

- (2) 令和2年3月5日～令和2年3月17日の間に転出の方

- ① 新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和2年3月17日までに新住所地へ転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ② 新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和2年3月18日以降に新住所地へ転入届をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。(注2)

- (3) 令和2年3月4日以前に転出の方

- ① 新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和2年3月17日までに新住所地へ転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ② 新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和2年3月18日以降に新住所地へ転入届をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は、期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いてあります。新聞を購読していない方には配達します。

(注2)

新宿区で投票する場合は、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新住所地で発行する「選挙用住民票(無料)」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。

選挙用住民票等がなくても投票できますが、現住所確認のためにお待たせすることがあります。選挙用住民票(無料)は、新住所地の住民票取扱い窓口にて交付を受けてください。

○都外に転出した方・する方

令和2年6月18日までに「都外」へ転出した方は、今回の東京都知事選挙の投票はできません。但し、令和2年6月19日以降に都外へ転出する場合は、転出する日までの期日前投票をすることができます。

○新宿区内で転居された方

- (1) 令和2年6月5日働までに区内で転居の届出をされた方
新住所の投票所で投票してください。
- (2) 令和2年6月6日(出)以降に区内で転居の届出をされた方
旧住所の投票所で投票してください。

※上記(1)(2)は、投票当日(7月5日)に投票される場合です。期日前投票を利用される場合は、どの投票所でも投票できます【2面を参照】。

投票所整理券

6月18日(木)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、印字されたお名前をよくご確認のうえ、お間違のないようお持ちください。新宿区の選挙人名簿に登録のある方は、投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。



なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなかった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、新住所地で選挙人名簿に登録された場合は、投票することができません。

投票所変更のお知らせ

今回の選挙では、以下の投票所が変更になります。投票所整理券でご確認ください。

- 第48投票区…工学院大学新宿校舎から
新宿ファーストウエスト(西新宿1-23-7)へ変更となります。
(旧淀橋第二小学校)

選挙管理委員会公式ツイッターのご案内

新宿区選挙管理委員会公式ツイッターでは、東京都知事選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。

アカウント名:shinjuku_senkan(新宿区選挙管理委員会)

URL:https://twitter.com/shinjuku_senkan



携帯電話用QRコード

期日前投票の積極的なご利用をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票日当日の投票所における混雑を緩和するため、期日前投票制度をぜひご活用ください。また、投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方も期日前投票ができます。

期日前投票のご案内

○期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです。

期日前投票所名	所在地	期間
区役所第一分庁舎	歌舞伎町1—5—1	6月19日(金)～7月4日(日)
四谷特別出張所	内藤町87	6月28日(日)～7月4日(日)
筆管町特別出張所	筆管町15	
櫻町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12—6	
大久保特別出張所	大久保2—12—7	
戸塚特別出張所	高田馬場2—18—1	
落合第一特別出張所	下落合4—6—7	
落合第二特別出張所	中落合4—17—13	
柏木特別出張所	北新宿2—3—7	
角筈特別出張所	西新宿4—33—7	

◆時間はいずれも、午前8時30分～午後8時です。

○持参するものは？

投票所整理券が手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえお持ちください。

新宿区に選挙人名簿登録がある方で、投票所整理券が届いていない、または紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。印鑑は不要です。

また、都内の他区市町村から転入された方は、「選挙用住民票」等が必要となる場合があります【詳しくは1面「投票できる方」を参照】。

○住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、左表のいずれの期日前投票所でもすることができます。

ただし、投票日当日(7月5日(日))は、決められた投票所でのみの投票となります。投票所整理券をご確認ください。

○長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、潜在地で不在者投票をすることができます。【詳しくは4面を参照】

○新型コロナウイルス感染症に対する対策はとられていますか？

投票日当日の投票所と同様に、期日前投票所においても、新型コロナウイルス感染症対策を徹底します。投票される皆様にも、ご協力をお願いいたします。【詳しくは3面を参照】



どの期日前投票所でも
投票できるから、便利だね！

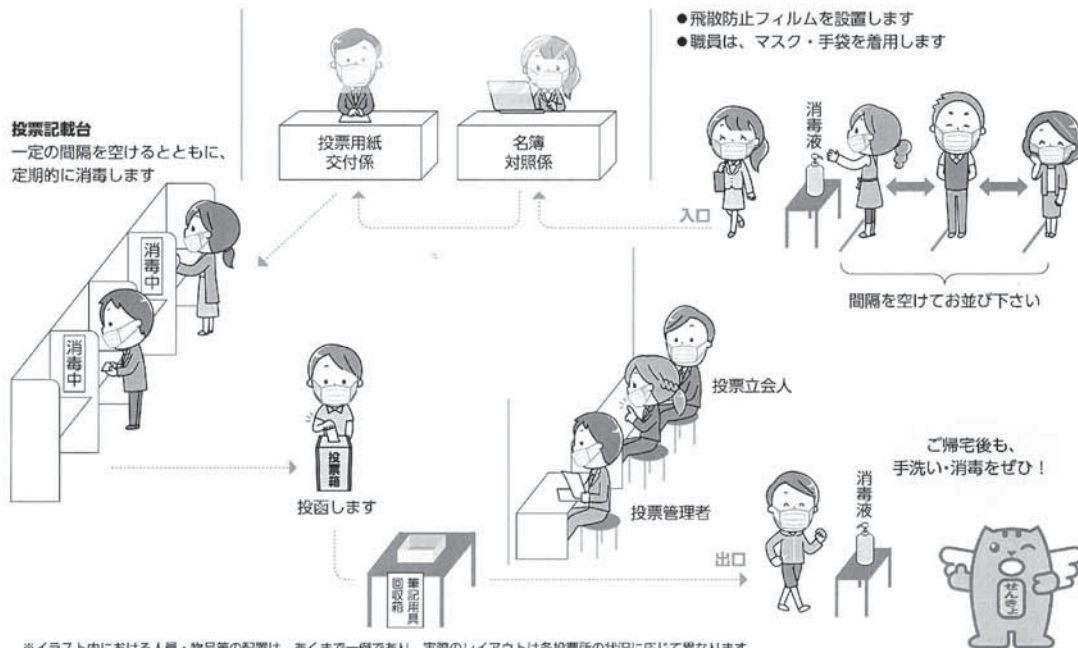


投票所における新型コロナ感染症対策について

新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、
投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスク及び手袋を着用し、手洗い及び手指の消毒を励行します。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆をお渡しします(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただいても構いません)。
- 投票記載台や、貸出し物品(老眼鏡やルーペ・点字器など)についても消毒を徹底します。
- 投票用紙への記載場所は、一定の間隔を空けて、他の有権者との距離を確保します。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する情報を提供します。

※ 特設ホームページには「前回(平成28年)の東京都知事選挙及び昨年の参議院議員選挙時における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載するとともに、「今回の東京都知事選挙における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。



感染防止策として、ご来場の有権者の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします

- ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。※1
- ご自身で鉛筆・シャープペンシルをご持参いただいても構いません。※2
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 期日前投票を、ぜひ積極的にご活用ください。スムーズな受付のために、あらかじめ投票所整理券の裏面にある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」のご記入をお願いします。

※1 アレルギー等、アルコール消毒が困難な方は、係員までお申し出ください。

※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂でできており、乾きにくい性質があります。ボールペン・水性ペン等では、インクで他の投票用紙が汚れたり、文字がにじんだり、投票用紙同士の接着の恐れがあります。但し、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。)

旅行地・転出先での不在者投票

国内の出張や旅行、区外への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、6月19日(金)～7月4日(土)です。投票用紙等の請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めにお手続きください。

(1) 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会にて投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考に、便せん等に記入して請求してください。

※都内へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。

※請求書の様式は、新宿区のホームページからもダウンロードできます。

※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください。

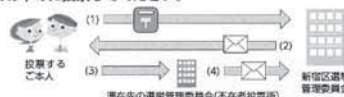
(2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の6月18日(木)以降に(19日)以降に到着した分については、受付が済み次第「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等を送ります。

(3) 滞在先(転出先)の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票所の場所や投票できる日時は自治体によって異なりますので、事前に滞在先の選挙管理委員会にご確認ください。

(4) 投票用紙等は滞在先(転出先)の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月5日)を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記載例】

投票用紙等請求書

私は令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和2年〇月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

身体の不自由な方には

○代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

○点字投票

目ที่ไม่自由な方は点字投票ができます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

○その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。必要な方は、係員にお申し出ください。

郵便等による不在者投票

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月1日(水)まで(※)に不在者投票の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳」をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方または「戦傷病者手帳」をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(7月1日(水))を過ぎてからは、今回の東京都知事選挙の投票用紙等は請求できません。お早めにお手続きしてください。

投票・開票速報

開票は7月5日(日)午後8時45分から、新宿コズミックスポーツセンター(大久保1-1-2)で行います。

投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区のホームページでご覧いただけます。

なお、東京都全体の開票結果については東京都選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

リサイクル推進(♻)

この用紙は、印刷後が廃棄・リサイクルされています。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

指定病院等に入院・入所している方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園
大久保病院	特別養護老人ホーム マザアス新宿
東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム 神楽坂
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム もみの樹園
国立国際医療研究センター	特別養護老人ホーム みさよはうす 富久
東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム サニーパレス四谷番館
目白病院	有料老人ホーム グランダス西学院公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
東京医科大学病院	有料老人ホーム ねむの木
香山記念病院	有料老人ホーム コミュニケア24番しの新宿御苑
林外科病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
特別養護老人ホーム 原町ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	指定障害者支援施設 新宿けやき園
北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	

投票所への移動に関する支援

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、その他の難病等でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

● 視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・その他の障害の方

⇒ 障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・☎(3209)3441

● 介護保険の「要介護」の認定を受けている方

⇒ 介護保険課給付係 ☎(5273)4176・☎(3209)6010

● 介護保険の「要支援」の認定を受けている方または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方

⇒ 地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・☎(6205)5083

選挙公報を配布します

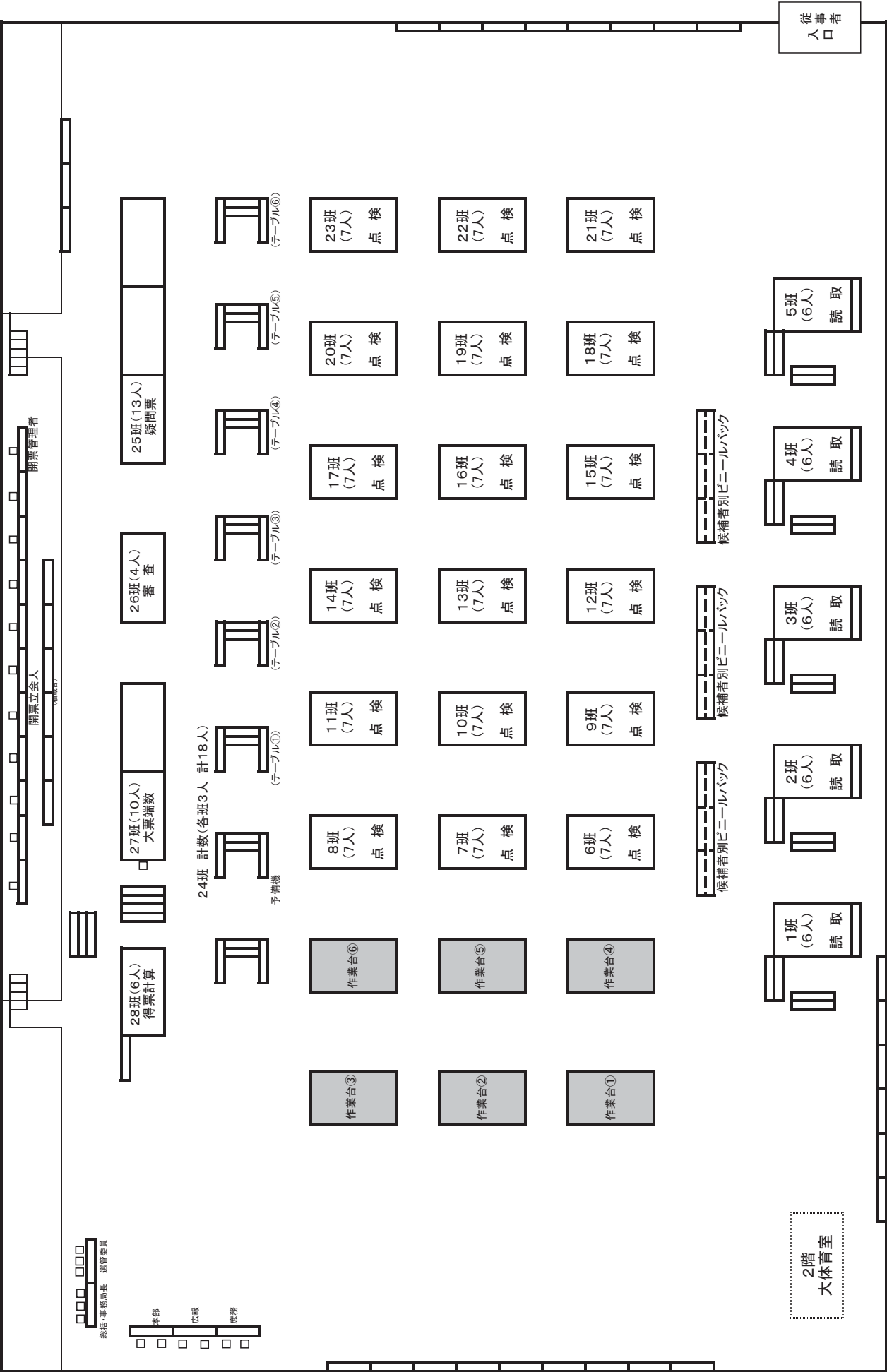
7月3日(金)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。

また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な施設にも置きます。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡下さい。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらも区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※東京都選挙管理委員会のホームページ(<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>)でも選挙公報がご覧になれます。公開は6月20日以降の予定です。新宿区のホームページからもご覧になれます。

開票所配置図



新宿区選挙管理委員会委員及び事務局職員名簿

委員会

委員長	野尻 信江
同職務代理者	斉藤 博
委員	染谷 正明
委員	東 洋志

事務局

事務局 長	山本 誠一
事務局 次長	鈴木 祐志
選挙 主査	高畑 範章
主任	引地 雅廣
主任	諸田 航平
主任	古市 将貴
主任	前田 大介
主事	村岡 充彬
主事	平賀 翔太

兼務職員

主 事	酒井 友恵（地域振興部地域コミュニティ課） ※令和2年4月1日～7月10日
主 事	廣瀬 竜太郎（総務部施設課） ※令和2年4月1日～7月10日

この印刷物は、業者委託により400部印刷しております。
その経費として、1部あたり990円（税抜）かかっております。
ただし、編集時の職員人件費や配送費などは含んでいません。

令和2年7月5日執行 東京都知事選挙

選挙の記録

印刷物登録
2020-2-5301

令和2年11月 印刷発行

新宿区選挙管理委員会
新宿区歌舞伎町1-5-1
新宿区役所第一分庁舎3階
電話 03 (5273) 3740

【非売品】

地球環境保全のため再生紙を使用しています。

